② 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

④ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次のアからカまでのいずれかに該当する者。

ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑵ 申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は千葉県から指名停止を受けていないこと。

⑶ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,200点以上の通知を受けていること。

⑷ 建物用途が共同住宅の建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、以下の全ての要件を満たす工事の施工及び実施設計の実績を有すること。

① 次のアかつイの施工実績（別件工事でも可とする）を有すること。

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階建て以上かつ延床面積が3,600㎡以上の建物の新築工事。

イ 建築基準法第88条第１項に規程する工作物及び建築基準法第85条第５項に規程する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途を除く建物で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階建て以上かつ延床面積が2,300㎡以上の建物の解体工事。なお、解体工事（新築工事等で包含される解体工事を含む。）の実績は、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

② 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上４階建て以上かつ延床面積が3,600㎡以上の建物の新築工事の実施設計実績を有すること。

なお、実施設計の実績は、①にて求める施工実績と別案件でもよい。

⑸ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

② 建物用途が共同住宅の建物で、平成18年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６か月以上経験した者。

なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階建て以上かつ延床面積が3,600㎡以上の建物の新築。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

３ 入札手続等

⑴ 担当部署

① 基本性能条件書及び計画図等（計画図等貸与元）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号日土地ビル13階 日本郵政株式会社不動産部門施設部建築計画グループ施工・コスト担当 電話03―3504―4345

② 入札（契約事務代行者）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号日土地ビル13階 日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当 小嶋 剛 電話03―3504―4301

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

基本性能条件書及び計画図等の交付は、平成28年12月２日から平成29年１月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）の間、上記⑴①の担当部署において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は上記⑴①の担当部署へ連絡すること。

なお、基本性能条件書及び計画図等以外の入札説明書、入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロードすること。

⑶ 申込書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成28年12月２日から平成29年１月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）までに、上記⑴②の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、上記⑴②の担当部署に平成29年１月13日必着とする。）すること。

なお、申込書には別に示す誓約書、直近３期分の財務諸表及び会社概要が分かる資料を同封すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

⑷ 入札、開札の日時、場所及び提出方法 平成29年２月13日午後１時30分（ただし、入札書を郵送する場合には、平成29年２月10日までに上記⑴②の担当部署に必着とする。）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号日土地ビル13階 日本郵政株式会社不動産部門施設部大会議室

電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。

４ その他

⑴ 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約の保証 要

詳細は入札説明書による。

⑶ 入札の無効 入札説明書による。

⑷ 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸ 配置予定監理技術者等の確認 入札説明書による。

⑹ 手続における交渉の有無 無

⑺ 契約書作成の要否 要

⑻ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

⑼ この入札による契約は、新築建物の賃貸借契約を前提としていることから、開札の日において当該賃貸借予約契約が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本郵便（株）は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

⑽ 現地内見会を行う。（詳細は、入札説明書参照。）

⑾ 関連情報を入手するための照会窓口 上記３⑴に同じ。